

審 査 基 準

平成26年 3 月 20日 作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第 5 条 第 5 項
処 分 の 概 要 : 認定証の再交付
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法施行規則第 7 条 (認定証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 20 日
申 請 先 : 申請書は、あなたの主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課 (係) 窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 (電話 075-451-9111 内線3033)
備 考 :